

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上的一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

K-75 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー(一般用)(冠動脈慢性完全閉塞等)の算定について

《令和7年3月6日新規》

○ 取扱い

- 1 冠動脈慢性完全閉塞に対する経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー(一般用)の算定は、原則として認められる。
- 2 次の検査等に対する経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー(一般用)の算定は、原則として認められない。
 - (1) D206「1」右心カテーテル又は「2」左心カテーテル時
 - (2) K599 植込型除細動器移植術時
 - (3) 閉塞性動脈硬化症
 - (4) 透析シャント狭窄時

○ 取扱いの根拠

経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーは、厚生労働省通知[※]において「経皮的冠動脈形成術(PTCA)用カテーテル等を冠動脈狭窄部位に誘導するガイドワイヤーである」と示されている。

冠動脈慢性完全閉塞病変は冠動脈が完全に閉塞している状態であり、PCIを行う上で当該材料は経皮的冠動脈形成術(PTCA)用カテーテル等を冠動脈狭窄部位に誘導する過程で必要なものである。

以上のことから、1の冠動脈慢性完全閉塞に対する経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー(一般用)の算定は原則として認められると判断した。

一方、2の検査等においては、通常、経皮的冠動脈形成術(PTCA)用カテーテル等を含め当該ガイドワイヤーは使用されない。

以上のことから、2の検査等に対する当該ガイドワイヤーの算定は原則として認められないと判断した。

(※) 特定保険医療材料の定義について